

狂犬病予防集合注射を実施します

町では次のとおり狂犬病予防の集合注射を実施します。

現在、犬を飼っていて登録していない方や注射を受けさせていない方も、この機会に予防注射を行ってください（現在獣医にかかっている場合は、医師の指導に従ってください）。

○持参する物

【登録済みの飼い犬の場合】

①狂犬病予防注射済票交付申請書（3月中旬に郵送したはがき）

※狂犬病予防注射済票交付申請書（はがき）を忘れてしまうと注射することができませんので、忘れずに持参してください。

②狂犬病予防注射料

3,000円

③注射済票交付手数料

350円

【未登録の飼い犬の場合】

①狂犬病予防注射料

3,000円

②注射済票交付手数料

350円

③登録手数料

2,000円

※代金お支払いの際、お釣りが出ないよう協力願います。

※その他、ふんを片付ける際に

必要なスコップ、ビニール袋等を持参してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願いいたします。

○日程等

日時		場所
4月7日(木)	午後1時30分～2時30分	川妻生活改善センター
	午後3時～4時	役場
4月10日(日)	午後1時30分～2時30分	役場
	午後3時～4時	原宿台コミュニティセンター
4月14日(木)	午後1時30分～2時30分	ふれあいセンター
	午後3時～4時	役場

○お問い合わせ

生活安全課 暮らし環境G
☎(84)3618 (直通)

町税の猶予制度があります

猶予制度とは、町税を一時的に納付することができない場合、または財産の差押や売却を直ちにすることにより、その事業の継続、もしくは、生活の維持を困難にするおそれがある場合に利用できる制度で「徴収の猶予」と「換価（売却）の猶予」があります。

○徴収の猶予の要件

・災害、盗難、病気などにより一時に納付することができないとき

・事業の休廃止、事業上の損失等により一時に納付することができないとき 等

○換価（売却）の猶予の要件

・納税について誠実な意思を有している人が、町税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるとき

・猶予を受ける町税以外の町税に滞納がないとき

・令和4年4月1日以降に納期限が到来する町税で、その町税の納期限から6か月以内に申請書が提出されたとき など

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

五霞町納税等記録票について

町の税金や上下水道料金、保育料等の年間スケジュールが記載されている「五霞町納税等記録票」は、役場④番窓口に備えてあります。

また、町公式ホームページからダウンロードもできますのでご利用ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

募 募 集

五霞町地域公共交通会議委員を募集します！

当地域公共交通会議は、町の公共交通の充実を図ることを目的に、ごかりん号や路線バスなどの地域公共交通の運行計画に関する事項等の協議を行う機関です。

町の公共交通の充実に向けた取組みに携わりたい方は、ぜひご応募ください。

○名称

五霞町地域公共交通会議
○募集期間
4月1日(金)～4月28日(木)

○応募方法

詳しくは、生活安全課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

生活安全課 暮らし環境G
☎(84)3618 (直通)



消費生活相談

専門の相談員が、町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。相談は無料で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

○日時

4月7日(木)
午前9時～午後4時30分
(正午～午後1時を除く)

○場所

ひばりの里
4月より毎月第1木曜日が相談日となります。

○お問い合わせ

生活安全課 暮らし環境G
☎(84)3618 (直通)